

第4次地球温暖化対策

鰺ヶ沢町行動プラン

(鰺ヶ沢町地球温暖化対策実行計画)

令和7年4月

青森県鰺ヶ沢町

— 目 次 —

第1章 基本的事項

1 計画目的	1
2 基準年度・計画期間・目標年度	1
3 対象範囲	1
4 対象とする温室効果ガス	2

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 排出量の算定方法	2
2 基準年度の排出量	3
3 削減目標	4

第3章 基本的行動原則と具体的な取組

1 基本的行動原則	5
2 省エネルギー対策	5
3 省資源・廃棄物減量化・リサイクル対策	6
4 再生可能エネルギーの利用促進	7

第4章 推進体制等

1 推進・点検体制	8
2 取組状況の点検・評価等	8
3 進捗状況の公表	8
4 計画推進体制フロー図	9

第1章 基本的事項

1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき市町村に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。

鰯ヶ沢町（以下「町」という。）の事務・事業の実施にあたっては、この実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度※は令和4年度とします。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、目標年度は最終年度である令和11年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※ 基準年度…各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度

3 対象範囲

町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、民間企業や公益法人等へ外部委託を実施している事務・事業や、指定管理者制度により実施している事務・事業は対象外とします。

（対象施設一覧）

鰯ヶ沢町役場	鰯ヶ沢町勤労青少年ホーム
鰯ヶ沢町にこにこ子ども館	自然観察館ハロー白神
はまなす公園	海浜公園
鰯ヶ沢町イトウ養殖施設	鰯ヶ沢町アユ種苗生産施設
鰯ヶ沢町アユ中間育成施設	鰯ヶ沢町アユ養殖施設
除雪センター	鰯ヶ沢町立西海小学校

鰯ヶ沢町立舞戸小学校	鰯ヶ沢町立鰯ヶ沢中学校
鰯ヶ沢町立学校給食センター	鰯ヶ沢勤労者体育センター
鰯ヶ沢町スポーツセンター室内温水プール	鰯ヶ沢町郷土文化保存伝習館
鰯ヶ沢町山村開発センター	鰯ヶ沢町中央公民館
赤石公民館	中村公民館
鳴沢公民館	舞戸公民館
日本海拠点館	鰯ヶ沢地区簡易水道施設
種里地区簡易水道施設	芦范地区簡易水道施設
館前小規模水道施設	小夜地区加圧ポンプ場
上野地区加圧ポンプ場	平野地区加圧ポンプ場
建石地区農業集落排水処理施設	南浮田地区農業集落排水処理施設
種里地区農業集落排水処理施設	中村地区農業集落排水処理施設
長平地区農業集落排水処理施設	鰯ヶ沢浄化センター
鰯ヶ沢町浄水場	

4 対象とする温室効果ガス

法で定められた温室効果ガス※のうち二酸化炭素を対象とします。

※ 温室効果ガス…二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 排出量の算定方法

(1) 電気

国が毎年度公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて算定します。

$$\text{排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{使用量 (kwh)} \times \text{東北電力(株)の排出係数}$$

(参考：東北電力(株)の令和5年度算定用係数は0.477)

(2) 水道

当初計画の係数を用いて算定します。

$$\text{排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{使用量 (m}^3\text{)} \times 0.58$$

(3) LPガス、ガソリン、軽油、A重油、灯油

燃料の種類ごとに、燃料使用量に、単位量当たりの発熱量、排出係数及び 44/12 を乗じて求めます。

$$\text{排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量} \times \text{発熱量} \times \text{排出係数} \times 44 \div 12$$

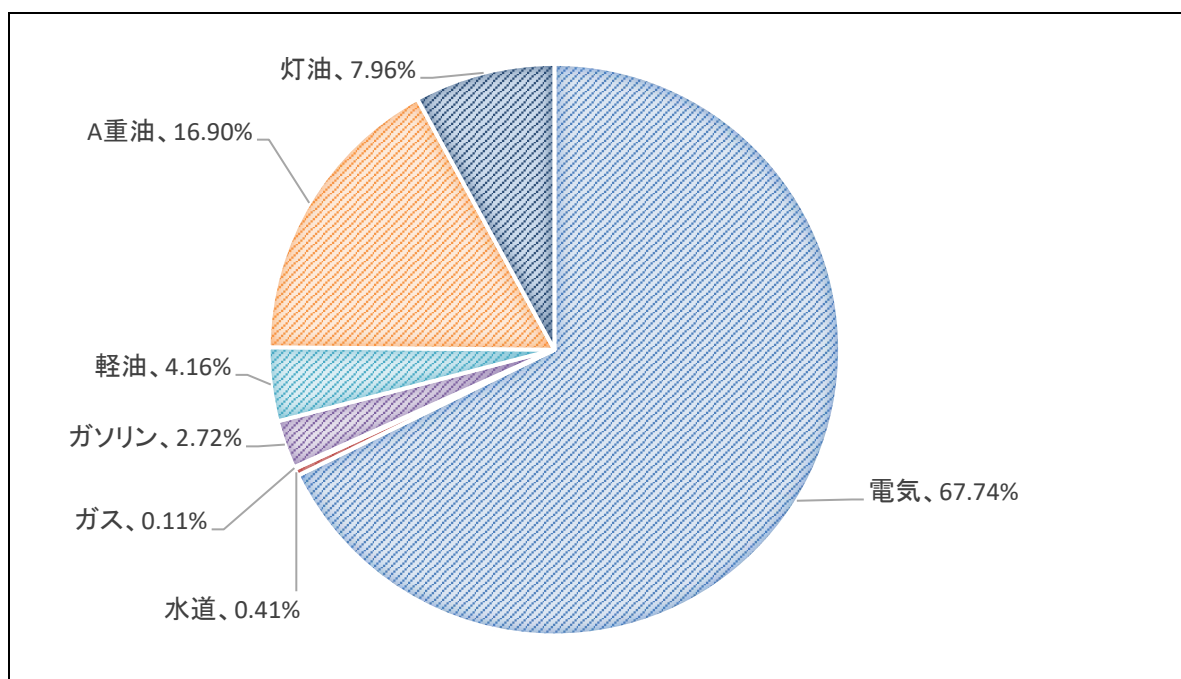
種 類	排出量 (kg-CO ₂) の算定方法
LPガス	使用量 (m ³) × 2.183 (kg へ単位換算) × 50.1 × 0.0163 × 44 ÷ 12
ガソリン	使用量 (ℓ) × 33.4 × 0.0187 × 44 ÷ 12
軽 油	使用量 (ℓ) × 38.0 × 0.0188 × 44 ÷ 12
A 重 油	使用量 (ℓ) × 38.9 × 0.0193 × 44 ÷ 12
灯 油	使用量 (ℓ) × 36.5 × 0.0187 × 44 ÷ 12

2 基準年度の排出量

町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,209,857.1 kg-CO₂ です。

種 類	使 用 量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
電 気	3,138,171.0 kwh	1,496,907.6
水 道	15,525.0 m ³	9,004.5
LPガス	359.2 m ³	2,347.9
ガソリン	26,222.2 ℓ	60,052.2
軽 油	35,129.5 ℓ	92,020.6
A 重 油	135,700.0 ℓ	373,558.1
灯 油	70,311.0 ℓ	175,966.2
合 計		2,209,857.1

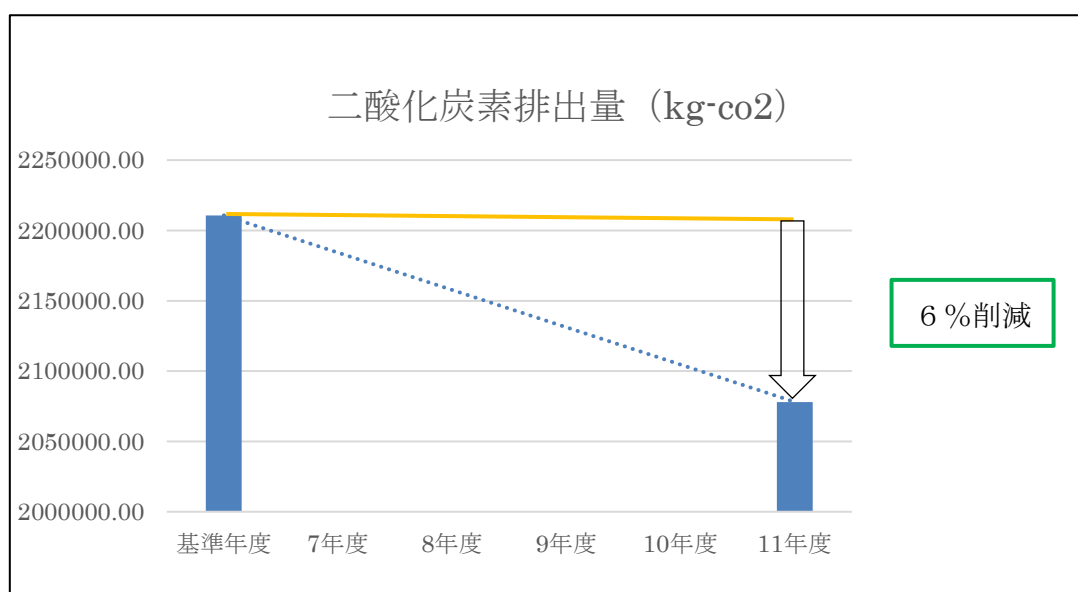
基準年度の二酸化炭素排出量を種類別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約7割を占めています。



3 削減目標

基準年度と比較して、目標年度の二酸化炭素排出量を、**6%削減**することを目指します。

基準年度排出量 (Kg-CO ₂) 令和4年度	目標年度排出量 (Kg-CO ₂) 令和11年度	削減目標量 (Kg-CO ₂)
2,209,857.1	2,078,081.6	131,775.5



第3章 基本的行動原則と具体的な取組

1 基本的行動原則

- ・日々の事務の中での無駄をなくし、省エネルギー、省資源に努めます。
- ・ものを大切にし、不要になったものは、再使用、リサイクルに努めます。
- ・物品等の購入の際には、環境負荷の少ないものを選択します。
- ・事業の実施にあたっては、できる限り環境負荷の少ない手段をとります。
- ・職場以外の日常生活においても、環境にやさしい一市民となるよう努めます。

2 省エネルギー対策

事務・事業を実施する際に、省エネ対策を推進し、エネルギー（電気・LPガス・ガソリン・軽油・A重油・灯油）の使用に伴って排出される温室効果ガスの削減を図ります。

（1）電気使用量の削減

- ① パソコン等のOA機器の合理化を図り適正に利用します。
 - ・省エネモードの設定を徹底します。
 - ・長時間使用しない場合は、電源を切ります。
 - ・退庁時、機器の電源が切っているか確認します。
- ② 照明機器のこまめな消灯を習慣づけ、点灯時間の短縮に取り組みます。
 - ・給湯室、会議室、休憩室、トイレ等の利用後は、忘れずに消灯します。
 - ・休憩時間は、窓口業務以外の課等は全面消灯します。
 - ・時間外勤務時間は、必要な範囲のみ点灯します。
 - ・通常の勤務時間は、窓際など業務に支障がない範囲で消灯します。
- ③ 照明設備における環境配慮を行います。
 - ・器具の更新にあたっては、インバータ式等省エネ型のものへの更新を図ります。
 - ・必要のない場所に設置してある照明器具は取り外します。
- ④ 空調設備等各種設備の更新時には省エネ型へと切り替えます。
- ⑤ 空調機の冷暖房は、適正な室内温度（冷房28℃、暖房20℃）に調節します。

（2）ガソリン・軽油使用量の削減

- ① 公用車の省エネ運転等の適正使用を実施します。
 - ・待機時間は原則としてエンジンを切り不要なアイドリングはしません。
 - ・急発進、急加速を避けます。
 - ・タイヤの空気圧を適正に保つとともに、定期的に点検、整備を行い、使

わない荷物は積みっぱなしにしません。

・出張計画の管理等による公用車の効率的利用を推進します。

② 刈払機や除雪機等の効率的な運転に努めます。

(3) A 重油・灯油使用量の削減

① 環境に配慮した設備運転を実施します。

・庁舎及び施設等の室温の適温化を図ります。

② 冬季のウォームビズ（重ね着）に協力し、暖房温度の適正管理を図ります。

3 省資源・廃棄物減量化・リサイクル対策

温室効果ガスは、エネルギーの使用に伴って排出されるだけでなく、日常使用している物品の調達・廃棄の段階でも排出されるため、省資源対策を推進し、温室効果ガスの削減を図ります。

(1) 用紙類の使用量削減

① コピーの適正管理をします。

・両面印刷、両面コピーを徹底します。

・ミスコピーの防止を図ります。

・配布する刊行物等の配布基準を見直し、必要部数のみを作成します。

② 資料の適正管理をします。

・文書、会議資料等を簡素化します。

・職員対象の会議資料用の封筒は使用しません。

③ 庁内グループウェア等電子メディアを活用し、文書のペーパーレス化を図ります。

(2) 廃棄物排出量の削減

① 事務用品・備品の長期使用を図ります。

・定期的な点検・整備・修繕等により製品の長期使用を図ります。

・不用品がある場合には、他課と情報共有し再使用、リサイクルできるか検討します。

・ファイリング用品は、ラベルを貼り替えて再利用します。

② 不要な配送物については、発送元に送付の中止を要請します。

③ 「ゴミの分け方・出し方」により分別の徹底を図ります。

④ マイバッグ、マイ水筒、マイ箸等を利用し、使い捨て製品の廃棄を抑制します。

(3) 物品等の調達にあたっての環境への配慮

① 公用車の購入にあたっては、低公害車、低燃費車の導入に努めます。

- ② 事務用品は長期使用に耐え、リサイクル可能で、環境に配慮した製品の購入に努めます。

(4) 水道使用量の削減

- ① 日常的に節水に努めます。
- ・ 公用車の洗車時は、バケツに水をためて行います。
 - ・ 給湯室利用時は、水を出しっぱなしにしません。
 - ・ 節水コマ等の設置を必要に応じて検討します。
- ② 漏水点検を定期的に行います。

4 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギー※を積極導入し、温室効果ガスの削減を図ります。

※ 再生可能エネルギー…資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。

(1) 現在稼働中の再生可能エネルギー

- ① 新庁舎の移転に伴い、旧庁舎から平成24年度に設置したソーラーLED街路灯を1基を移設しました。
- ② 平成26年度に、鰯ヶ沢町立西海小学校、鰯ヶ沢町立舞戸小学校、鰯ヶ沢町スポーツセンター室内温水プールの3ヶ所に太陽光発電を導入しました。
- ③ 平成27年度に、緊急時の避難場所として指定されている次の施設に、ソーラーLED街路灯を各1基設置しました。

鰯ヶ沢町立西海小学校	鰯ヶ沢町立舞戸小学校
鰯ヶ沢町立鰯ヶ沢中学校	鰯ヶ沢町立鰯ヶ沢中学校第二体育館
鰯ヶ沢勤労者体育センター	鰯ヶ沢町スポーツセンター室内温水プール
赤石公民館	中村公民館
鳴沢公民館	

第4章 推進体制等

1 推進・点検体制

（１）実行計画の推進や点検を行うため、鯉ヶ沢町地球温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を次のように設置します。

委員区分	職 名	職 務
委 員 長	町 長	推進会議を統括し、実行計画を総合的に推進する。
副委員長	副町長	委員長を補佐又は代理する。
委 員	教育長・課長等	課等の取り組みを掌握し、職員を指揮監督する。
事 務 局	総合窓口課	推進会議の事務を処理する。

（２）実行計画の推進のために、各課等の班等にエコ推進員を配置します。

2 取組状況の点検・評価等

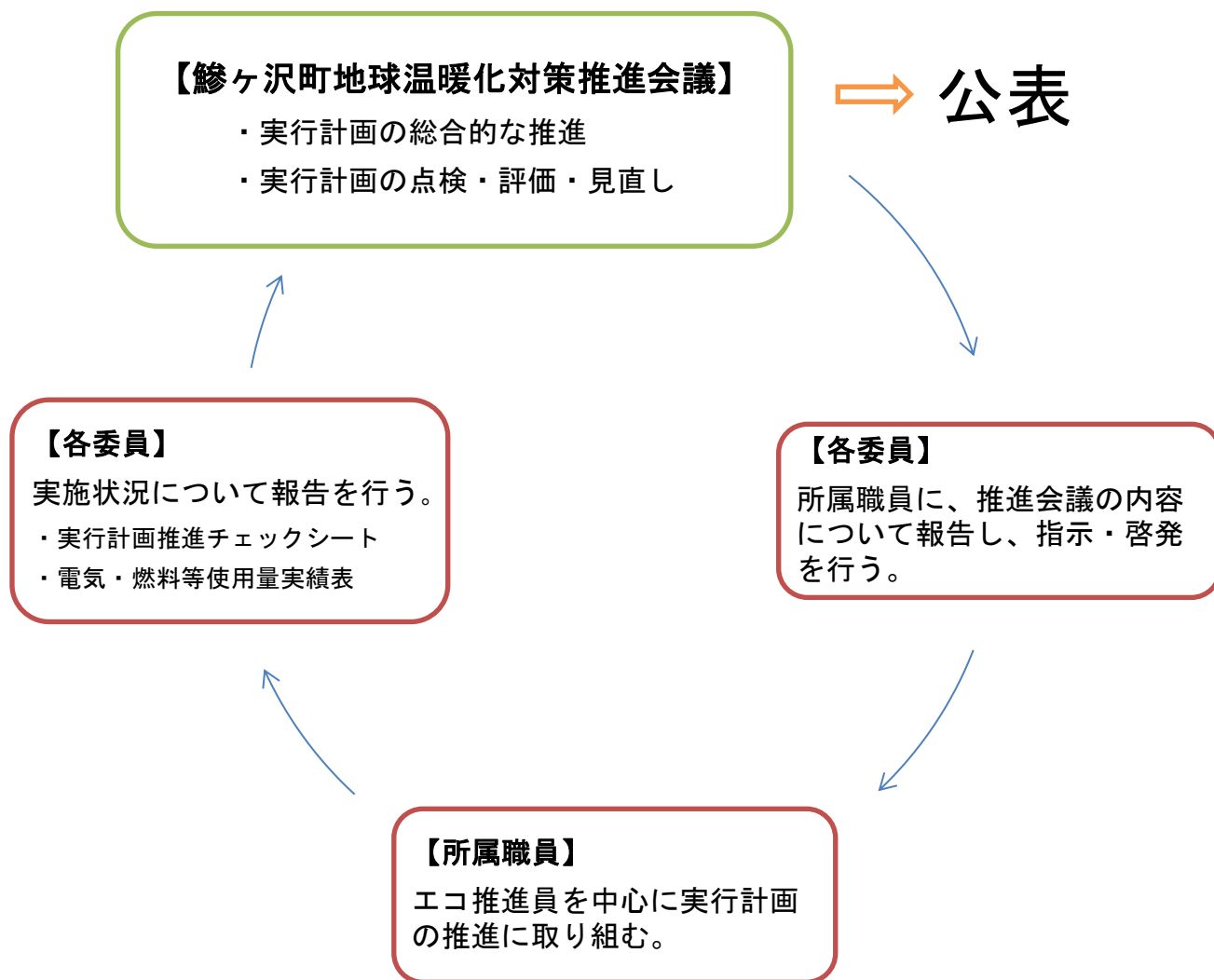
実行計画の達成状況の点検は、各課等において実行計画推進チェックシート（様式第1号）、電気・燃料等使用量実績表（様式第2号）を用い、年間の使用量を毎年度1回報告を行うこととします。報告時期は、翌年度の5月とし、事務局（総合窓口課）へ提出します。

また、推進会議において、計画の実施状況の点検・評価を行うとともに地球温暖化対策の継続的な推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やホームページ等により公表します。

4 計画推進体制フロー図



鯨ヶ沢町地球温暖化対策推進会議設置要綱

平成22年6月7日

訓令第9号

(目的及び設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づき、本町が実施すべき地球温暖化対策の基本目標として方向性を示す「鯨ヶ沢町地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を推進するため、鯨ヶ沢町地球温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実行計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 実行計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、鯨ヶ沢町課長会議運営規程（平成25年訓令第46号）第4条で構成する者をもって組織する。

- 2 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長に町長を、副委員長に副町長をもって充てる。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会議を掌理する。
- 4 副委員長は、推進会議を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに充たる。

(委員の任務)

第5条 委員は推進会議で決定した事項について、所属職員に報告し、指示・啓発する。

- 2 実行計画推進チェックシート（様式第1号）、電気・燃料等使用実績表（様式第2号）を委員長へ報告する。

(エコ推進員)

第6条 各課等の班等にエコ推進員を配置する。

(エコ推進員の職務)

第7条 エコ推進員は、推進会議で決定した実行計画に基づき、温室効果ガス排出抑制推進に努める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合窓口課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成２２年６月７日から公表する。

附 則（平成２５年訓令第２５号）

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年訓令第４８号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年訓令第１１号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和６年訓令第１７号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。